

凜翔・絆

1-1 持ち込みについて

文書が電子化になっていく中で、会議ごとに許可をとることが課題。運用基準としては、生駒市議会の会議におけるタブレット等端末の持込に係る運用基準の2.3を削除するもの。

1-2 PCまたはタブレット端末の貸与について

令和3年11月の前期ワーキングチームからの検証結果の報告として、タブレット端末の活用は審査機能の充実に資するものであるため、私用のタブレット端末の持ち込みが可能となった。導入に関しては一定の費用を要すること、現状の機能では一律的な導入は時期尚早という理由で行わなかったという経緯がある。その後、生駒市においてはスマートシティ構想が定められ、国においても自治体DXが推進されている所である。身近なところでは庁内においても文書の電子化が進められており、そのような面で議会として対応できていない所が課題である。導入されれば議会事務局と議員、議員同士の連絡ツールにもなり、議会の運営効率の向上が見込める。またコロナ禍を経て本会議についてオンライン会議はできないものの、委員会については「各団体の条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じ」たうえで開催することは可能ということになっている。

2 委員会の専門性を発揮するための検討についての具体的な取組みについて

現在委員会では議会基本条例にもあるように、市の諸課題に対して迅速かつ的確に対応するため、調査研究活動を行っている。また専門性を生かして充実した議案審査を行うとある。現在でも議案審査は行っているが、事前に集まることで、人数分の論点や争点を共有できることで、論点の整理や争点を明確にでき、充実した議案審査を行うことができる。(フローチャート別紙参照)

3 会議規則に沿った議会運営について

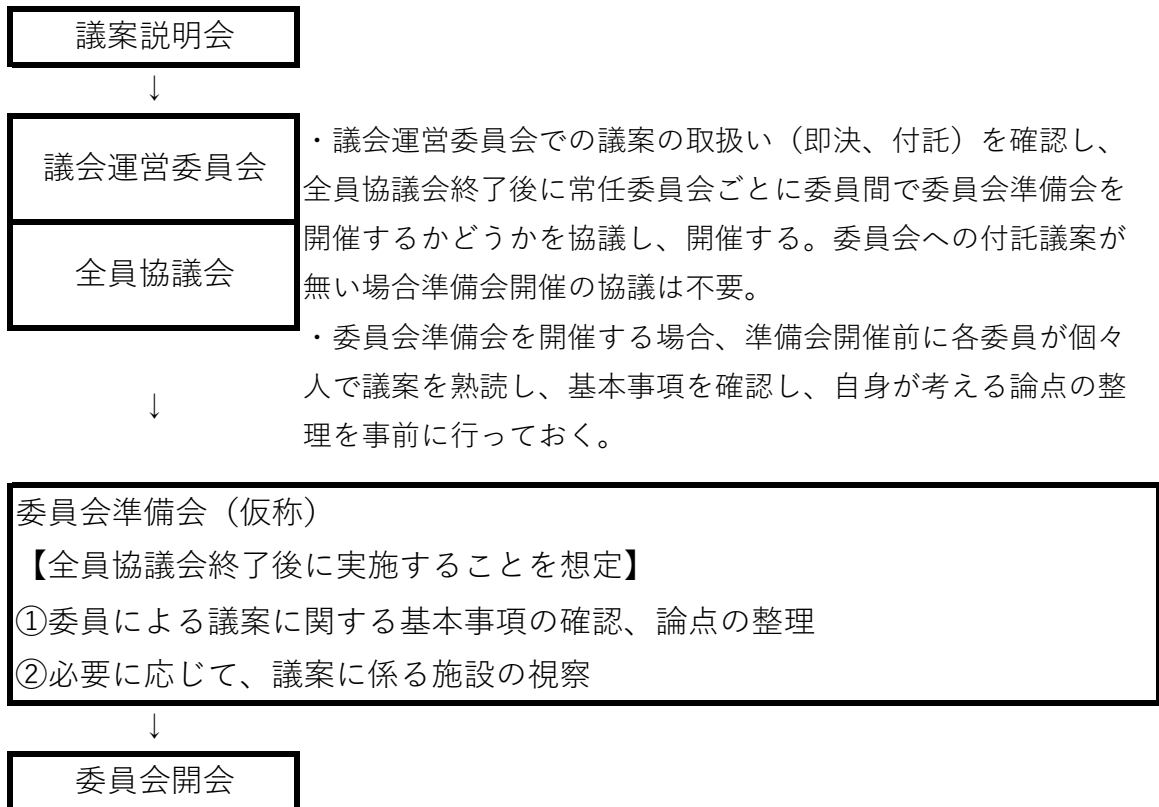
現在の委員会においては、委員外議員による質疑がごく当たり前のように行われている。生駒市議会会議規則第114条第2項には、「委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。」とあるが、現在、①委員でない議員から発言の申し出がある前に、委員長から委員でない議員に対して、「質疑等ございませんか」と確認をしていること。②委員会として、委員でない議員の発言の許否を決めることなく、委員外議員の発言が認められていることの2点において、規則に即していない会議運営がなされている。生駒市議会会議規則は、会議運営の根幹をなすものであり、秩序をもった議会運営がなされるためにも、規則は守られて然るべきであると考え。また、委員外議員制度は、委員外議員が有する知識や情報を委員会の審査に活用することにより、充実した議論ができることを目的としていることを踏まえると、現在、委員外議員により基本的な

事項の確認や自身の要望等の発言が行われていることは、本来の制度趣旨から逸脱をしている。

【提案】

- ・議案審査については、委員長の「次に、委員外議員による質疑に入ります。質疑等はございませんか。」を委員長次第から削除する。
- ・調査事項の審査については、委員長の「委員による質疑終結後、委員外議員から質疑を受けることでよろしいでしょうか。」を委員長次第から削除する。これにより、必然的に「次に、委員外議員による質疑に入ります。質疑等はございませんか。」の次第は削除される。
- ・委員外議員が発言の申し出をする場合には、委員による質疑終結後に行う。
- ・委員外議員から発言の申し出があった際は、委員会でその許否を決める。
- ・別の委員外議員が発言の申し出をする場合には、先の委員外議員の発言の終結後に行う。
- ・別の委員外議員から発言の申し出があった際も、同様に委員会でその許否を決める。
- ・以上のような会議運営に変更しても、なお委員外議員による本来の制度趣旨から逸脱した発言が目立つようであれば、委員外議員の発言においては、基本的な事項の確認や自身の要望はできないことを申し合わせすることも検討すべきではないかと考える。

○委員会準備会（仮称）実施フロー



○委員会準備会（仮称）で確認する内容

(例)

議案第72号 生駒市教育委員会の定数を定める条例を廃止する条例の制定について

① 現時点までの経緯

- ・2015年9月定例会 生駒市教育委員会委員の定数を定める条例の制定について教育委員会委員の定数を法定の4人から8人に増員
- ・2015年9月25日 環境文教委員会にて質疑 異議なく可決
- ・2015年10月8日 本会議 賛成討論1本 賛成多数で可決

② 論点・争点の整理

- ・過去定員を増員した理由
- ・今回定員を廃止する理由 等

③ 関連法令

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律

議会改革特別委員会（提案）

日本維新の会

2, 委員会の専門性を発揮するための検討について

【課題】

現在、常任委員会の任期は1年となっており、次年度に連続して同じ委員会に所属しない場合が多い。

毎年、常任委員会の構成が変わっては一年間で得た知識が十分に活用できないのではないか。

【提案】

常任委員会の任期を2年とすることを提案する。

2年以上同じ常任委員会に所属することで、より一層分野ごとの知識と理解を深め専門性を発揮できるのではないかと考える。

令和 5年11月20日

生駒市議会公明党

5 議会基本条例第20条「議員研修の充実」【塩見議員提案分】に対する意見（改定案）
について

	（議員研修の充実）	塩見委員提案	市議会公明党 改定案	説 明
第20条	議会は、その政策形成機能、立法機能及び行政監視機能の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。	議会は、その政策形成機能、立法機能及び行政監視機能の向上及び <u>議員の品位の保持</u> を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。	議会は、その政策形成機能、立法機能及び行政監視機能の向上等を図るため、 <u>議員研修の充実強化</u> に努めなければならない。	塩見委員提案の「政治倫理」や「ハラスメント防止」を徹底するための研修のみならず、今後、議会が必要と判断する、あらゆる事柄についての研修実施を可能とするため、「向上を図るため」を「向上等を図るため」に改定する。
2	省略			
<u>3</u>		議会は、この条例の制定趣旨についての理解を深めるため、一般選挙後の議員の任期開始後速やかに、議員に対し、この条例に関する研修を行うものとする。	(追加不要)	塩見委員提案の趣旨は十分理解でき、研修内容として重要な事項と考えるが、(内容としては細かすぎるので)基本条例に条文として追加する必要はないものとする。